

平成24年（2012年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成24年6月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年6月12日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不 応 招 議 員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会 計 管 理 者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水 道 課 長	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	松島保秀
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

会議録署名議員

6 番 入江 康仁 7 番 家崎 仁行

提出議案 別紙のとおり

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でありまして、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君より急用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

平野倅規議長

それでは、ただいまから、平成24年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、まず会期日程表から朗読させていただきます。

平成24年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月12日、火曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件の上程、説明、質疑、討論、採決。議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締め切りは午後5時50分までとなります。

第2日、6月13日、水曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第3日、6月14日、木曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第4日、6月15日、水曜日、休会、常任委員会の予定日としております。

第5日、6月16日、土曜日、休日。

第6日、6月17日、日曜日、休日。

第7日、6月18日、月曜日、休会、常任委員会の予定日としております。

第8日、6月19日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月20日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月21日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月22日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となります。

続きまして、平成24年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月12日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第6 | 議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 第13 | 報告第2号 平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第14 | 報告第3号 平成23年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について |
| 第15 | 報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について |

以上でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

玉津充議員。

8番 玉津充議員

2点ほどですね、読み違いがあったものですから、訂正をお願いしたいと思います。

まず、会期日程表なんですけど、一般質問の受付の締め切り時間を間違っって発表されま

した。

それから、議事日程のほうなんです、平成23年というふうに言われましたんで、訂正
お願いしたいと思います。

平野倅規議長

それでは、訂正部分を谷局長に再度朗読させていただきます。

谷局長。

谷吉希議会事務局長

失礼いたしました。質問の受付締め切りは、午後5時までとなっております。

それと、紀北町議会定例会議事日程（第1号）の平成24年6月12日でございます。

以上でございます。

平野倅規議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

6番 入江 康仁君と、

7番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月12日から6月22日までの11日間にしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月22日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月5日に議会運営委員会が開催され、6月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提出され、受理した案件は、諮問1件、議案については第31号から第37号までの7件、報告案件が3件の合わせて11件であります。

次に、一般質問通告書の受付についてであります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成23年度普通会計の3月分と4月分、平成23年度水道事業会計の3月分と、平成24年度普通会計の4月分、平成24年度水道事業会計の4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書館に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6月26日、火曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催、同日の午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださりますようお願い申し上げます。

次に、三重県町村議会議長会についてであります。会長と役員が6月12日をもって任期満了となることから、理事会におきまして役員改選が行われ、その結果、会長に朝日町の飯田議長が再任され、副会長に玉城町の風口議長と多気町の西川議長が再任されました。

なお、監査委員に、私、平野が再任されたことをご報告申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元海山町議会議員の仲西勲氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、高齢者叙勲ということで旭日単光章を受けられました。

また、元海山町議会議員の山本弘一氏におかれましても同様、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、高齢者叙勲ということで旭日単光章を受けられましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長らの出席がありましたのでご報告申し上げます。

次に、会議の服装についてであります。議会運営委員会での協議の結果、本年においても6月から9月まで、会議においてクールビズを実施することに決定しました。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

その他、委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施します。

また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないことといたします。

次に、国交省から執行部を通じて、最新の近畿自動車道紀勢線三浦休憩施設の、図面の提供を受けましたので棚に配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。

次に、紀北町政治倫理審査会から、東篤布議員にかかる審査結果が4月27日に報告されました。報告書の内容につきましては、広報きほく6月号にて公表いたしましたが、審査会の措置の1つは、本定例会において町民に対して謝罪するとのことでもあります。

このことについて、東篤布議員から町民の皆様方に謝罪の言葉を述べたいとの申し出を受けておりましたが、急きよ、本人より急用のため日にちを変更していただきたいとの申し出がありました。この件については、議会運営委員会とも相談のうえ、改めて行

いたいと思います。ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、5件の行政報告をさせていただきます。

まず、1件目は、平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）にかかる記載内容の一部訂正についてでございます。

お手元に配付いたしました、別紙資料1ページをご覧くださいと思います。

平成24年3月議会定例会においてご可決賜りました議案第21号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出予算に補正額を追加した予算総額の記載に誤りがあり、平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）にかかる正誤表のとおり訂正させていただきましたので、ご報告を申し上げます。

補正予算額には誤りがなく、予算執行上も不都合が発生いたしておりませんが、今後このようなことがないように十分注意してまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、平成23年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

お手元に配付いたしました別紙資料2ページ、平成23年度会計別決算の状況をご覧くださいと思います。

一般会計につきましては、歳入決算額が 103億 7,227万 9,557円、歳出決算額が99億 4,634万 7,012円、差し引き 4億 2,593万 2,545円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源 6,768万 9,555円を差し引いた実質収支は 3億 5,824万 2,990円となりました。

また、特別会計及び水道事業会計につきましても、配付いたしました資料のとおりでありますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、東日本大震災の災害廃棄物の広域処理への対応についてでございますが、災害廃棄物の広域処理への対応といたしましては、去る 3月16日付けで、内閣総理大臣から三重県知事に、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法、第6条第1項に基づく広域的な協力の要請があり、その後、4月20日に三重県、三重県市長会及び町村会との間で、災害廃棄物の広域処理への対応に係る合意書及び覚書を取り交わしました。また、4月27日には三重県知事と岩手県・宮城県知事との間で、確認書が締結されました。

合意書では、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の不安が払拭されること、議会の理解を得るなど広域処理への環境が整うこと、災害廃棄物処理後の処理体制が整備されることなどの条件が整うことを前提に、対応できる市町から実状にあった協力をしていく、といった内容となっております。

次に、覚書では、三重県が作成する災害廃棄物の処理に関するガイドラインにおいて、県内へ受け入れる災害廃棄物の放射能（セシウム）濃度は、1kg当たり 100ベクレル以下とする。受入れ災害廃棄物の安全性の確保については、三重県が国と協議し、三重県の責任において対応する。県内自治体等が所有する焼却施設で発生した災害廃棄物焼却灰等の処分先は、三重県が国と協議して確保する。の項目について、三重県・三重県市長会・三重県町村会の三者合意のうえ締結しております。

また、三重県知事と岩手県・宮城県知事との間で締結した確認書においては、広域処理の対象とする災害廃棄物は、木くず、廃プラスチックなどの可燃物とする。岩手県又は宮城県は、災害廃棄物を三重県に引き渡すまで、処理を行う災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。三重県は、災害廃棄物を岩手県又は宮城県より引渡しを受けたときから、放射能濃度の確認を行う等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。などの内容となっております。

このように、国・県等の徹底した安全管理体制の構築のもと、安全・安心を前提とし

て諸課題を解決し、災害廃棄物の広域処理の実現化に向けて取り組みが進められています。

結びにあたりまして、本町のごみ処理施設はRDF化施設でありますので、固形燃料の搬入先の合意、固形燃料の残渣処理先の合意、災害廃棄物の安全確認とそれに対する住民の皆様のご理解が必要であると考えています。

今後、災害廃棄物の広域処理への対応につきましては、県内のRDF化施設所有の各自治体等との協議を踏まえ、議員の皆様のご意見をいただき、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、野々瀬地区の土砂採取についてでございますが、大阪地方裁判所による保全管理命令を受けていた「水谷建設株式会社」の保全管財人に対し、平成23年12月20日付けで紀北町並びに関係団体と交わした協定書、協議書に示す債権について上申書として提出をいたしております。

平成23年12月31日、大阪地方裁判所において、会社更生手続き開始の決定がなされるとともに、天野勝介弁護士が管財人に選任されました。

会社更生手続きに基づき債権者が提出する更生債権届出期限が本年2月29日までとなっておりますので、2月20日に、更生債権届出書を提出いたしました。

以上のことにつきましては、すでにご報告をさせていただいたところでございますが、その後の経過についてご報告をさせていただきます。

平成24年5月28日付けで、水谷建設株式会社管財人より、当町が届け出た更生債権に対し認否結果通知書が届けられております。

その認否結果通知書の内容といたしましては、野々瀬土砂採取跡地の緑地公園化、緑地公園施設等の紀北町への寄付採納、緑地公園施設等の維持管理費としての7,000万円の支払い等の、町が提出した更生債権について、認めないという内容になっております。

会社更生法第151条第1項及び第2項の規定に基づき、異議等がある場合は債権調査期日の末日、本件においては平成24年6月11日から1カ月以内に更生債権等査定申立を行わなければならないと定められておりますので、現在、町といたしましては、大阪地方裁判所への査定の申立てについて、弁護士に相談しているところでございます。

最後に、ご寄付の報告をさせていただきます。

このほど、滋賀県湖南市に本社を有する、喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅

弘様より、創業40周年記念事業の一環として、100万円をご寄付いただきました。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、5件をご報告いたしまして、6月定例議会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上でございます。

平野倅規議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

平野倅規議長

お諮りします。

日程第5につきましては人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件については委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の紀伊長島区長島1461番地1、宮原良雄氏が本年9月30日をもって

任期満了となります。

同氏におかれましては、平成15年10月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、社会教育関係に精通するとともに、常に人権識見の向上と積極的な態度をもって職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

人事案件は以上1件でありますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

平野倅規議長

諮問案件に対し、議会としての答申を求めるため、ここで10時10分まで暫時休憩いたします。

(午前 9時 56分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 10分)

平野倅規議長

これより、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第6～日程第12

平野倅規議長

お諮りします。

日程第6 議案第31号から、日程第12 議案第37号までの7件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案7件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。
引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例であります。教育長の期末勤勉手当の支給率の見直しをすることのほか、引用する法律の条項番号を訂正する必要があるため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例であります。住民基本台帳法の一部改正等に伴い外国人登録制度が廃止されることのほか、事務分掌中の規定を訂正する必要があるため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例

議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合から規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

平野倅規議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第31号、議案第32号についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する

条例につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

職の特殊性に鑑み勤勉手当を廃止し期末手当として支給する事のほか、教育公務員特例法を引用している条項番号を訂正する必要があり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページは改正文でございます。改正内容につきましては、6ページの新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は、今回、改正しようとするものであります。教育長の身分の取り扱いにつきましては、地方公務員法により、常勤の一般職に属する地方公務員と定めてございます。しかしながら、教育長の給与等につきましては、教育公務員特例法により、他の一般職員に属する地方公務員とは別に、当該地方公共団体の条例で定めることとなっております。このことから、当町におきましても、町条例で定めております。

今回の改正につきましては、第1条におきまして、教育公務員特例法を引用している条項番号が第17条第2項となっておりますが、教育公務員特例法の改正があり、1条繰り上げとなっておりますので、第16条第2項と改正するものでございます。また、第3条、第4条では、教育長の期末手当、勤勉手当について規定されております。これまで、一般職と同様に、期末手当及び勤勉手当として、それぞれ支給をしておりましたが、職の特殊性に鑑み、また、一般職とは、別個に教育長の給与等を定める条例を制定していること等から、特別職と同等に勤勉手当を廃止するとともに、これまで支給していた期末手当、勤勉手当を合わせて、期末手当として支給するもので、旧条例第4条を削り、旧条例第3条と第4条を合わせた割合を期末手当として、新条例第3条に規定するもの

でございます。

中場幹総務課長

次に、紀北町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行されること及び事務分掌内の規定を変更する必要があることから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

8ページは改正文でございます。改正内容につきましては、9ページから11ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例でございます。また、下線部につきましては、今回改正しようとする部分でございます。

まず、改正の第1条関係、9ページから10ページにつきまして、ご説明をさせていただきます。条例第2条で規定しております事務分掌の中で、事業が終了したものや法律改正等により、これまでの文言等を追加、変更するための改正でございます。

住民課のところでは、第9号の三重県交通災害共済に関するものを、環境管理課のところでは、第1号の環境マネジメントシステムの推進に関するものを削除しております。

また、福祉保健課のところでは、第3号の児童福祉及び母子・寡婦福祉に関するものを、児童福祉及び一人親家庭、母子・寡婦福祉に関するものに、第9号の災害救助法に関するものにつきましては、法律を特定する法律番号等を追加しております。

第10号につきましては、戦傷病者、戦没者遺族援護法及び引揚者特別援護法の取扱いに関するものを、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関するものに改正いたしております。

なお、附則において施行日を本年7月1日からとしております。

次に、改正の第2条関係でございます。11ページをご覧いただきたいと思っております。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、これまで日本の国籍を有しない者について適用されていなかった現行の住民基本台帳法が改正され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることになることから、条例第2条で規定しております事務分掌中の住民課の第7号外国人登録に関するものを削除するものでございます。

なお、附則におきまして施行日を本年7月9日とし、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行日と同等としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第33号の内容説明を求めます。

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

それでは、議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の12ページをお願いします。

議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例

紀北町営火葬場条例（平成17年紀北町条例第99号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の14ページをご覧ください。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例でございます。

右側の旧条例では、別表（第7条関係）におきまして、火葬場使用料を町内、町外に分けて設定しておりますが、外国人登録法の廃止に伴い、町内の定義を規定した備考1から下線のところの、又は外国人登録原票に登録を、新条例では削除するものでございます。

なお、附則により、この条例は平成24年7月9日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

平野倅規議長

次に、議案第34号から37号までの内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。第2条第1項では、印鑑の登録資格について住民基本台帳法と外国人登録法をそれぞれ1号と2号に分けて定めておりましたが、この度、外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法に一本化しようとするものであります。

第4条第4項は、本人確認の方法を省略できる場合について定めたものでありますが、先ほどと同様の理由で外国人登録証明書の部分を削除するものであります。

第6条は、印鑑の登録許否に関するものですが、第1項第1号では、外国人登録原票に登録という部分を削除し、氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないものとしていましたが、それに通称を明記したものであります。

19ページをご覧ください。新たに加えた第2項におきましては、非漢字圏の外国人住民の方について、住民票の備考欄に氏名のカタカナ表記を記録している場合は、第1項第1号の規定にかかわらず、そのカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑も登録ができるというものであります。

第7条は、登録事項を規定したのですが、第3号で氏名となっていたものを外国人住民の方で通称が記録されている方については氏名に加え、通称名も登録するというものがございます。

第7号は、非漢字圏の外国人住民の方で住民票の備考欄に記録された氏名のカタカナ表記、又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑で登録した場合は、その事項も登録するというものがございます。

なお、第7条の改正は、印鑑登録証明書に記載する事項を定めた第13条第1項第1号及び第5号においても同様の改正をしようとするものであります。

20ページをご覧ください。第14条第3項につきましては、他の条文に合わせ第2項を前項に変更するものであります。

第16条第1項第5号は、氏名、氏等の変更により第6条第1項第1号に該当することになった場合は、その印鑑登録を抹消しなければならないことを規定したのですが、外国人住民の方につきましては、通称やカタカナ表記で登録されている場合を含むことを加えたことと、第6条に新たに第2項が追加されたことによる変更であります。

附則につきましては、第1項では、平成24年7月9日から施行することを規定し、第2項では、施行日前日までに印鑑の登録を受けている外国人の方で、施行日において、この度の法改正により印鑑の登録を受けることができなくなった場合の職権抹消について第1号で規定しております。

21ページをご覧ください。第2号では、施行日において、なお印鑑の登録を認めることができる場合で、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、職権修正をすることを規定したものでございます。

以上で、議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の22ページをご覧ください。

議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

紀北町手数料条例（平成17年紀北町条例第76号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

まず、附則で平成24年7月9日から施行することを規定しております。

徴収すべき事項と金額を定めた第2条関係の別表では、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録法に関する証明書の交付1件につき200円を削除しようとするものであります。

以上で、議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。

第4条では、被保険者とする外国人等を規定したのですが、外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法に規定する外国人住民と改正するものであります。

附則では、平成24年7月9日から施行するとなっております。

以上で、議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてをご説明申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の 3 第 3 項の規定により、別紙のとおり
三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体
と協議を要するため、同法第 291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年 6 月12日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年 7 月 9 日から施行されることに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

まず先に、三重県後期高齢者広域連合の経費に係る市町の負担金について定めた第17条関係の別表第 3 の備考からご説明させていただきます。

備考 1 は人口割、備考 2 は高齢者人口割について定めたものでございますが、双方ともに外国人登録原票という部分を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、第 1 項では、平成24年 7 月 9 日から施行すると規定し、第 2 項では、先ほどの備考におきまして人口割、高齢者人口割ともに予算年度の前年度の 6 月30日現在の住民基本台帳に基づく人口としていることから、平成26年度以降の年度分から適用し、平成25年度までの市町負担金につきましては従前の例によると規定したものでございます。

以上で、議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての内容説明を終わります。ご審議のほう、よろしく申し上げます。

平野倅規議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題につい

て3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第6

平野倅規議長

日程第6 議案第31号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今回ですね、条例改正と、この6月議会はたくさんの今、説明受けたように条例改正の議会でもあるかと思えます。そこでですね、町長、1つもうしっかりと答えていただきたいことは、今回のこの条例は主にですね、議案第31号から37号までですけど、大体ね、この関連するもので、31号に関して集中して意見を述べさせていただき、質疑をさせていただきます。

町長、この改正はですね、上位条例によつての、上位条例の法の改正によつて町条例が、それに伴う改正をするというような認識でいいんですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町条例がですね、上位のこういった条例と関連しているためでございます。

6番 入江康仁議員

議長、答弁で、その上位条例が変わったからということだけ、はっきり言うてほしいんです。それに伴う改正というんやったら。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

提案理由にも書いてありますように、例えばですね、33号なんかでは住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためということです。

平野倅規議長

入江君。

6番 入江康仁議員

つまり上位条例の改正によつての町条例の改正ですね、それに伴うね。その中でね、町長、要は私、前この条例法律的な質問したときに、法は法だと、県条例は県条例であるし、町条例は町条例なんだと、それでそれに伴う私は例を出してですね、この水道水源保護条例に関しては、水道法によつてつくられておるとね、基にしてつくられておると、そして基準数値は決められてない。これは私は紀北町の前にも、前回の議会にも質問したかと思うんですけど、やはり行政手続法による紀北町行政手続法ですね。法による上位条例があつて、それに伴う紀北町の行政手続条例があると思いますね。まして、この紀北町の水道水源保護条例はですよ、いろいろな形の中で問題、いろいろな法の中での裁判になっておる、焦点になっておる条例でもあります。その中で、私は三重県のいろいろ基準数値に関しては、三重県の環境5法に伴つて基準値はつけられるものじゃないかなと思つたところ、町長はその時点においでですね、三重県は三重県で厳しい条例をつくつておつて、それでいいんだと。町は緩やかな条例を、数値でいいんだというよつな、守つていただいたらというよつな答弁をいたしました。

しかしですね、この条例はやはりこの三重県の、紀北町の町民の皆さんにですね、平等に、また条例を守つていただける。また町民を守るべき私は紀北町条例だと思つております。その条例で争いが起こつてゐるから、私はしつこくちよつと町長に質問するんですけど、こんな場合ですね、管轄してゐる三重県が環境5法で厳しい汚濁にしろ、水質にしろ、いろんな枯渴にしろ、基準を決めてあるけど、紀北町は決めてない。それはどつちのほうを守つたらいいんだということで、町長は、県やつたら県のほうで守つていただいたらええということだけど、それだつたら町長の答弁だつたら、紀北町の水道水源保護条例は必要じゃないんですか。それで上位条例があるから皆関連しておるといふよつな認識でとつていいんですか。そこのところはつきり町民にもわかるよつな説明

していただきたいと思います。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員、申し訳ございませんが、今、議案に対する質疑でございます。議案第31号ということで、紀北町教育委員会教育長の旅費等に関してでございますので、水道水源保護条例等に関する私の考え方について述べさせていただくのは、この場ではご遠慮させていただきます。先ほど申し上げたように、31号を除いてですね、ほかのところはですね、先ほど申し上げましたように、外国人のですね、登録法でしたか、外国人登録法を削除されたことに伴う変更は、それぞれがその法律等に基づく関連性をもって改正させていただくということでございます。

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

だから、町長の前、答弁いただいたのは、その別々の条例法律を守っていただいたというのは、もう取り下げていただいて、いただいたということでもいいんですね。上位条例に伴った、上位法令に伴った条例の改正ということはそうですね。基本は法律だということでもいいんですね。そこだけ。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前のものを撤回するものではございません。ただいまの議案につきまして、それぞれがですね、そういった事情で関連性のある法律が変わったので変えさせていただくというだけの答弁にいたさせていただきます。

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

平野倅規議長

日程第7 議案第32号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

玉津充議員。

8番 玉津充議員

紀北町の行政組織条例の一部を改正する条例ですね、議案第32号。これですね、質問したいのは、9ページの新旧対照表ですね、これの三重県の交通災害共済に関することと、環境マネジメントシステムの推進に関すること、それから11ページの外国人登録に関すること、これについては業務がなくなるというふうに判断してよろしいんでしょうか。外国人登録に関することはなくなるということで理解できるんですが、あと、その交通災害共済の件と、環境マネジメントシステムの件は、これは業務がなくなってしまうのか、またどこかに移動するということなのか、その辺ですね、ご説明をお願いしたい。

それから、もう1点なんですが、10ページにですね、農林水産課から建設課という文字があるんですが、農林水産課というのは今、存在していないと思うんですが、その辺お答えください。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

順番にお答えをさせていただきます。先ほど玉津議員ご質問の三重県交通災害共済に関すること、それと環境マネジメントシステムの推進に関すること、及び11ページの外国人登録に関することにつきましては業務が終了したということでございます。

少し詳しく申し上げますと、三重県交通災害共済に関することにつきましては、平成の24年4月で実績報告等すべて終了いたしましたので、この部分を削除ということにさせていただきました。

また、環境マネジメントシステムにつきましては、以前取得しておりましたISO14001、これにつきましては返納いたしましたので、この環境マネジメントシステム推進に関するものの字句は外させていただきましたが、環境の中で、現在も引き続き地球温暖化実行計画に基づきまして、事業は取り組んでございます。

続きまして、11ページの外国人登録に関することにつきましては、これは法律の改正に伴いまして、この部分の削除ということにさせていただきます。

次に、農林水産課から建設課というふうに書いてある10ページの部分でございますが、この部分、略というふうに書かせていただいてまして、この新旧対照表も含めまして、条例1条からずうとございまして、各課ごとの事務分掌表が並んでございます。ですから、ここの農林水産課から建設課の部分につきましては、そのまま、前のまま残っているということで、下には書いておりませんが、前のまま残っているというのが、そういう状況でございます。以上でよろしかったでしょうか。

平野倅規議長

玉津議員。

8番 玉津充議員

環境マネジメントシステムですね、ISO14001ですが、これのですね、業務推進にあたってですね、審査だとか、いろいろ登録だとか項目があったと思うんです。で、それぞれですね、予算を使って、多分ですね、予算を使って推進されてきたというふうに思います。これは私の想像なんです、その辺のことも教えていただきたいですね。多分、予算を使っておられるというふうに普通だとね、想像できますので、それで、この業務引き続き対外的には打ち切るということで、内部的には進めるというふうな今の答弁だったと思うんですが、これの推進によってですね、その得たものが何かあったんでしょうか。是非、お答え願いたいと思います。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場幹総務課長

主担当は環境ですが、私のほうから一部答えさせていただきまして、不足がございましたら、また補っていただきたいと思います。

議員さんご指摘のとおり、ISOの取得につきましては経費がかなりかかってございました。なお、そのISO推進の14001の取得、維持につきましては、詳細なチェックリスト等がございまして、毎日、日々の電気の使用とか、いろいろなものにつきまして、毎時間毎時間チェックをするという、相当な事務量がございましたので、その分につきまして、ISO取得を廃止というのは、ちょっといろいろ問題はあったんですけども、費用の関係もございまして、その部分は返上させていただきました。

その代わり、こちらのほうにもあるんですが、紀北町地球温暖化対策実行計画というのを設けまして、これに基づきまして、内容につきましては以前のISOの14001とほぼ同じでございます。ただ、システム上の動きとしてチェックリストを付けたり、報告したり、審査を受けたりということはなくなりましたが、その内容につきましても課内各課で、環境管理課を中心にチェックはしておりますし、内容につきましては、ほぼ同様のものに進んでおります。

それによって得られたものということでございますが、いろいろなものがあるとは思いますが、電気を消すくせとか、くせという言葉はどうかと思いますが、そういうものがありますし、エアコンひとつにつきましても、お昼につきましても電気を消すとか、そういうものは慣例的に行われておりますので、費用の削減にもなっているのじゃないかというふうに感じております。以上でございます。

平野倅規議長

玉津議員。

8番 玉津充議員

このISOの14001の、その登録等に関してですね、概算でもよろしいんですけど、どれぐらいの予算が使われてきたのかということが1つ。それから今、省エネだとかそういう分野でですね、得たものがあるというふうにお聞きしたんですが、私はですね、このマネジメントシステム、この仕事の進め方ですね、そこら辺のですね、その数値で得るべきものじゃなくって、そういうシステムとしての仕事の進め方というのがあったと思うんですわ。そういうことが身についておるかどうかということ、是非、お聞きしたかったんで、その辺もひとつ答えてください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、ISOのそういう資格は、認証はですね、返上させていただきましたですけど、それに基づくノウハウとか、そういったことはですね、すべて引き継ぎながら、議員の皆様にもご協力いただきながら、やっているところでございます。ただ、予算につきましては、課長、今時点、現時点持ってますか。持ってない。あとでお示しさせていただいてよろしいでしょうか。はい、よろしいですか、議長。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

平野倅規議長

次に、日程第 8 議案第33号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

この一連のですね、条例改正は住民基本台帳法の一部改正によって、外国人もですね、住民基本台帳法の適用がされることになったということでありますけども、この施行日なんですけどもね、7月9日、月の途中になっておるわけですね。これはどういう理由なんでしょうか。

それとですね、町内には対象となる外国人の方、何名ぐらいおられるのか、お聞きをいたします。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

この法律なんですけども、平成21年の7月の19日の法律でございまして、3年以内の政令で定める日から施行するということで、7月9日になったということでございます。

そしてまた、7月9日月曜日なんですけども、その準備等ですね、そういうので月曜日ということを選ばれたのかなというふうに聞いております。

それからですね、外国人の方の数なんですけども、しばらくお待ちください。今現在の数字なんですけども、外国人の方、この紀北町に 233名の方がおられます。以上です。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

先ほど工門住民課長が住民基本台帳法の一部を改正する法律がですね、平成21年7月19日に決まったと言われましたけども、7月15日に公布されたものでございますので、訂正させていただきたくお願いいたします。

平野倅規議長

松永議員。

12番 松永征也議員

この施行日が7月9日、これはそうしますと、全国统一した施行日なんでしょうか。

それともう1つですね、この改正の理由、目的なんですけども、外国人の方の利便性を考慮して改正されたものかなという目的ですね、私はそう受け取るんですけども、そうなんでしょうか。もし、それがそうであるとしたらですね、どういう点についてね、利便性が向上することになるのか、お聞きをいたします。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

先ほど私、21年の7月19日と申し上げたそうで、えらいすみません。15日が、先ほど副町長言ったとおり正解でございます。大変失礼いたしました。

そしてですね、この法律の改正にあたってはですね、外国人住民の方の利便の増進、それから市町村等ですね、行政の合理化ということを目的としているという、国の発表でございます。

そして、これによりまして、例えば外国人住民の方が当町へ来た場合にですね、住民基本台帳の適用になるということで、住民基本台帳法の第7条にはですね、住民基本台帳に記載すべきことが載っております。そういう中に高齢者医療とか、国民健康保険とか、そういったものを、さまざまなものが含まれておりますけども、今まで外国人の方は住民の方でしたら、その住基法の該当になりますので、それらもすべて含めてですね、届出ができるということになるんですけども、外国人の方は、まず紀北町に住むということで登録は登録で別にしてもらって、国民健康保険の手続きは国民健康保険の手続きで別にしてもらっていたというのが、ワンストップサービスになるということで、その点ですね、行政サービスの向上が図られます。

それからですね、これら一連の改正に伴いまして、ではワンストップサービスということもいわれていまして、今まで町のほうに2回来ておられたですね、更新というのが

ありまして、何年に1回かはそれぞれの年数は違うんですけども、更新という手続きがあるんですが、それらは1回で済むと、そしてまた、入管を通じてですね、海外へ帰られたときは入管のほうからL G W A Nを通じてですね、市町村のほうに連絡が来ると、それでそれ1回の手続きで、その外国人登録の住民基本台帳法に登録された外国人の方を帰国したということで削除できるという、行政としてもですね、かなり合理化が進められるというところがメリットかと思います。以上です。

平野倅規議長

松永議員。

12番 松永征也議員

答弁漏れがありますので、再度お聞きしますけど、その7月9日の施行はですね、全国一斉なんかどうか、その点についてお聞きいたします。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

誠にすみません。7月9日の施行は全国統一でございます。そして5月からですね、すでに各市町村でですね、仮住民票というのを、まず作成しまして、そして7月9日の一斉スタートに備えております。以上で、7月9日は全国統一ということでご理解願います。以上です。

平野倅規議長

北村議員。

18番 北村博司議員

前者に対するご答弁の中で、ちょっと気になりましたので、確認です。住民登録するということは、住民税の納付義務は発生するのかどうかですね。それから国保の適用を受けるといことですが、国保料率の計算はどういうふうにやっていますかね。で、将来的には国内在住する外国人からも要請を受けてますが、特に地方選挙の選挙権を与えよという主張が、前に議会に請願か陳情が出たような、ちょっと記憶もあるんですが、旧町で合併の住民投票を行ったときに、在日の2つの団体、片方やったかな、厳しいお叱りをいただいて、急きょ住民投票の投票権を付与したことがあるんですよ。その辺への影響はいかがでしょうか。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

まず、国保のことについてなんですけども、現在もですね、国保には外国人登録されておる方が入っております。そしてそれはそのまま住民基本台帳に載ってもそのまま継続されることとなりますが、国保料等につきましては、この方たちにつきましても所得というのは把握しております。そして住民税の対象にもなっております、当然、その所得を把握しておりますので、その所得に応じてですね、国民健康保険をかけておるということでございます。

で、何ら日本人の方と変わるところはございません。

それから、また選挙についてはですね、確かに住民基本台帳法第7条にはですね、選挙に関する事も住民基本台帳に登録することになっておりますが、今回の外国人の方の住民基本台帳への登載については、選挙は関係ないということになっております。選挙は除外しております。以上です。

住民投票の関係ですか、すみません。

平野倅規議長

北村議員。

18番 北村博司議員

いや、これですね、旧町の住民投票条例、合併に関するね。一旦、当時の外国人登録の方は対象外だったんですが、在日の団体から厳しい要請を受けて、条例を修正したんですよ、住民投票。今後もこういう事例があったら、おそらくそうなると思うんですが、このときの議長は今の議長ですから、よくご記憶だと思うんですが、そうですね。そういう事例がまだですね、6、7年前に、8年くらい前かな、あるわけですので、今後も起こらないという保障がないわけです。その辺についての考え方、これは理事者かな。担当課長というより、理事者でその辺の、その事例はわかっておるでしょう。事例わかっておるでしょう。何なら議長に、現議長に聞いてもうたらいけど。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民投票のときですね、状況、ちょっと私把握はしてありませんが、そういうときがきたらですね、それぞれの判断を各市町の中でですね、公職、我々の選挙とはまた違

った観点です、検討はしなきゃいけないと思います。ですから、そのケースバイケースです、やらなきゃいけないと思う、今日のところはですね、この外国人登録法の改正でございますので、そういう課題になったら議員の皆様ともですね、ご相談させていただきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

平野倅規議長

日程第9 議案第34号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

平野倅規議長

日程第10 議案第35号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

ありません。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

平野倅規議長

次に、日程第11 議案第36号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

平野倅規議長

次に、日程第12 議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどのですね、ISO14001の金額のほうがわかりましたので、述べさせてい

ただいでよろしいでしょうか。

平野倅規議長

どうぞ。

中場総務課長。

中場幹総務課長

先ほどのISO14001環境マネジメントシステムの費用でございますが、私の手元にある資料ですんで、千円単位でございますが、平成19年で157万8,000円、平成20年で57万8,000円、平成21年同様の57万8,000円、平成22年が157万8,000円ということで、3年に1回大きな見直し審査をするときの金額が157万8,000円で、通常の毎年の費用が、57万8,000円ということになっておりましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

平野倅規議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

3件の報告案件について、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、報告案件3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)でご可決いただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりま

して、本年5月末日をもって総額3億3,191万5,246円を平成24年度に繰り越すものとする繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第3号 平成23年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成23年度紀北町水道事業会計予算におきまして、古里・道瀬簡易水道統合整備事業の5,107万6,200円を平成24年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、議会に報告するものであります。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人紀北町開発公社の平成23年度の決算と平成24年度の事業計画等を作成いたしましたので、議会に提出し、報告するものであります。

以上、3件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

平野倭規議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第2号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、報告第2号の説明をさせていただきます。

議案書の31ページをご覧ください。

報告第2号 平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

32ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、本年3月議会におきまして補正予算第6号により繰り越しをお認めいただいたものであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成24年度に繰り越した経費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたの

で報告するものであります。

繰越計算書の款、項、事業名、1つ空けまして翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により平成24年度に繰り越した事業は、第2款総務費、第1項総務管理費では、総合住民情報システム運営事業で4,047万3,000円であります。

第5款農林水産業費、第2項林業費では、県単林道改良事業で1,039万円であります。

第3項水産業費では、漁業振興対策事業で231万5,000円、海岸保全施設整備事業で1億8,836万5,900円あります。

第7款土木費、第3項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業で882万4,457円、第5項都市計画費では、県営公園事業負担金で391万5,000円あります。

33ページをご覧ください。第8款、第1項消防費では、消防機械器具整備管理事業で120万円、地震津波災害避難路等整備事業で572万円あります。

第10款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費では、国補林道災害復旧事業で2,397万7,739円、町単林道災害復旧事業で752万7,000円あります。

第3項公共土木施設災害復旧費では、国補町道道路災害復旧事業で2,349万1,100円、国補河川災害復旧事業で1,571万6,050円あります。

以上、合計としまして3億3,191万5,246円を平成24年度に繰り越すもので、その財源につきましては未収入特定財源として、国県支出金20億602万5,691円と、地方債の5,820万円で、一般財源は6,768万9,555円あります。

以上で、報告第2号 平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

ここで、11時半まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 12分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 30分)

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。議長のお許しを得て発言させていただきます。

ただいま堀財政課長がですね、ご説明したところ少し訂正したいところがございますので、発言をお許してください。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

失礼いたします。先ほど私の説明の中で、24年度に繰り越す財源につきまして、国県支出金のところをですね、2億 602万 5,691円のところを20億 602万 5,691円と説明をしてしまいました。大変申し訳ありません。ご訂正をいただきたいと思えます。

平野倅規議長

次に、報告第3号についての内容説明を求めます。

橋倉水道課長。

橋倉一樹水道課長

それでは、平成23年度紀北町水道事業関係予算の繰越使用について、説明させていただきます。

34ページをお願いします。

報告第3号 平成23年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成23年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出

紀北町長 尾上壽一

次に35ページをお願いします。

平成23年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書により説明させていただきます。

事業名につきましては、古里・道瀬簡易水道統合整備事業でございます。翌年度の繰越額が 5,107万 6,200円でございます。財源の内訳としましては国庫補助金 1,125万 6,000円、企業債が 3,860万円、損益勘定留保資金が 122万 200円でございます。繰り越しした理由としましては、一番右の説明のところでございますが、水道管布設工事の工法等で関係者との調整が難航したことにより、配水管布設替え工事が遅延したためでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

平野倭規議長

次に、報告第 4 号についての内容説明を求めます。

協企画課長。

脇博彦企画課長

それでは、報告第 4 号についてご説明させていただきます。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第 4 号 財団法人紀北町開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり財団法人紀北町開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等を提出し報告する。

平成24年 6 月12日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、37ページをご覧いただきたいと思っております。

平成23年度事業報告でございます。

1 の事業の概要であります。これは公営住宅小松原の管理運営に関することとなります。小松原住宅は6戸ございますが、うち1戸が平成23年6月17日から8月19日までの間、また、もう1戸が平成23年8月22日から平成24年3月18日までの間、空き室となっております。

次に2. 理事会等についてでございますが、平成23年4月26日、12月13日、平成24年3月16日の3回開催いたしております。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、38ページをご覧ください。

平成23年度収支計算書でございます。主なものを決算額の欄でご説明させていただきます。まず I の事業活動収支の部、1. 事業活動収入、①事業収入の付帯施設収入の決

算額は 170万 1,900円で、これは小松原住宅の家賃収入であります。予算額と決算額の差24万 2,100円の減は、利用者の入退去による予算計上値との差によるものであります。

次に②雑入、受取利息 8,971円は定期預金等の預金利息であります。差異の1万 9,029円については利率の変動による差によるものであります。

受取配当金の 400円は、紀北信用金庫への出資に対する配当金であります。

雑収入の6万 8,912円は、土地の貸し付けによる収入で、公社用地の貸付料でございます。貸付先の中部電力が 9,140円、N T Tが 6,000円であります。23年度においては紀勢線便ノ山安全協議会が1万 1,820円、濱田建設が4万 1,952円あります。したがって、雑収入の予算額に対する差異5万 3,912円は、この分によるものであります。

以上、事業活動収入合計の決算額は 178万 183円であります。

次に、2. 事業活動支出の主なものといたしましては、理事会出席理事報酬が2回分で9万 5,000円、住宅家賃の納入通知書の郵送料、電話代が1万円、図書の追録代や事務用消耗品が2万 4,500円、小松原住宅の修繕料24万 9,540円、この内容は屋上防水コーキング修理、壁の張り替え修繕、給水タンク修繕などがございます。修繕料につきましては、雨漏りに関して計上しておりました屋根修繕は実施せずに済みました。

次に、法人県民税が2万円などで、事業活動支出の決算額は43万 6,140円あります。

このことによりまして、事業活動収支差額の決算額は 134万 4,043円となります。

次に、39ページのⅡ投資活動収支の部、Ⅲ財務活動収支の部、Ⅳ予備費支出につきましては、決算額はございません。

したがって、当期収支差額は 134万 4,043円となり前期繰越収支差額の 1,630万 9,918円と合わせて、次期繰越収支差額は 1,765万 3,961円となりました。この額が次年度繰り越す預金残高となります。

次に、40ページをご覧ください。

正味財産増減計算書について、ご説明をいたします。この計算書も収支決算額に関する書類で、先ほどの収支計算書とほぼ同じであります。収支計算書は現金の出し入れに基づいて経理するものですが、この正味財産増減計算書は企業会計的な経理をいたしまして、その年度に収入すべき、あるいは支出すべきものを計上することになっております。

したがって、有形固定資産につきましては、減価償却をすることとなっておりますので、(2)に経常費用の管理費の中には減価償却を設け、小松原住宅の減価償却費

65万 4,697円を計上しております。これにより当期経常増減額は68万 9,346円となり、経常外増減の部の決算額はありませので、当期一般正味財産増減額は同額となります。これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高は 7,531万 5,319円となります。これに指定正味財産期末残高 2,610万 7,100円を加えた正味財産期末残高は1億 142万 2,419円となりました。

次に、41ページ、貸借対照表の当年度の欄をご覧いただきたいと思ひます。

Iの資産の部、1. 流動資産は普通預金59万 451円、定期預金 1,706万 3,510円であり、流動資産合計は 1,765万 3,961円となり、前年度より 134万 4,043円増加いたしました。

次に、2. 固定資産につきましては前年と変更はありませんが、(2)のその他固定資産の中の小松原住宅については減価償却分を減価してあります。これにより固定資産合計は、8,376万 8,458円となり、流動資産とあわせた資産合計は1億 142万 2,419円となり、前年度68万 9,346円増加いたしました。

負債の部につきましては決算額はございません。

次に、III正味財産の部は、1. 指定正味財産の基本財産が 2,610万 7,100円、2. 一般正味財産が 7,531万 5,319円で、正味財産合計は1億 142万 2,419円となります。

また、負債の部はございませんので、負債及び正味財産合計額も同額でございます。

次に、42ページは財産目録であります。先ほどの資産の預金の口数や、土地の面積等を記載してあります。

43ページは財務諸表に対する注記でございます。ここには減価償却の方法や基本財産の増減額、残高及びその財源内訳などを記載してあります。

続きまして、44、45ページをお願いいたします。ここはその他固定資産明細書でございまして、当該年度中の資産の増減を表すものでございますが、ここでは45ページに小松原住宅の減価償却のみを計上し、期末価格を減少し、平成23年度期末価格合計は45ページの右下にございます 5,766万 1,358円となります。

次に、46、47、48ページにつきましては、その他固定資産の主な位置図でございまして。46ページは小松原の紀州造林跡地の位置図です。47ページは便ノ山の杉野用地です。また48ページにつきましては、馬瀬の外荒古の用地でございまして。

続きまして、49ページにつきましては、平成23年度の決算監査を受けた結果の写しを添付してございます。

続きまして、50ページをご覧ください。平成24年度の事業計画でございます。現在のところ平成24年度事業計画といたしましては、財産の維持管理に関することと、公社住宅であります小松原住宅の管理運営に関することとでございます。

次に、51ページをお願いいたします。このページは平成24年度収支予算であります。主なものを本年度予算額で説明させていただきます。

I 事業活動収支の部の1. 事業活動収入では付帯施設収入といたしまして、小松原住宅の住宅家賃収入が194万4,000円、雑収入といたしましては土地貸付料13万3,000円、増減欄の11万8,000円は紀州造林跡地の貸付が新たに発生したことによるものです。事業活動収入の合計は208万3,000円であります。

次に2. 事業活動支出の主なものといたしましては、役員報酬20万円、消耗什器備品費及び消耗品費を各5万円、修繕費は小松原住宅にかかる修繕で、昨年同様の通常分と何か修繕が必要となった場合に備えて100万円、合わせて150万円計上いたしました。したがって、事業活動支出は201万8,000円となり、事業活動収入計から事業活動支出を差し引いた事業活動収支差額は6万5,000円となりました。

次に、II 投資活動収支の部でございますが、現在のところ土地などの売却予定がございませんので、予算計上はありません。

また、III 財務活動収支の部でございますが、借入金がございますので、予算計上はありません。

次に、IV 予備費支出といたしまして4万円を計上いたしております。

このことによりまして、当期収支差額は2万5,000円となり、平成23年度からの繰越差額であります前期繰越収支差額1,765万4,906円とあわせて次期繰越収支差額は1,767万9,906円となります。

続きまして、52ページをご覧ください。正味財産増減計算書でございます。この計算書も収支予算額に関する書類で、先ほどの収支計算書とほぼ同じであります。この計算書は企業会計的な要素を取り入れておりまして、収支予算に減価償却を追加計上しております。

本年度の欄をご覧ください。I 一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部、(1) 経常収益の経常収益計は208万3,000円であります。(2) 経常費用は前ページの平成24年度収支予算に小松原住宅の平成24年度分の減価償却費65万4,697円を加えたもので、経常費用計は271万2,697円となります。当期経常増減額はマイナス62万9,697円とな

ります。

また、2. 経常外増減の部はございません。

このことから一般正味財産期首残高 7,531万 6,264円に、当期一般正味財産増減額マイナス62万 9,697円を加えると、一般正味財産期末残高は 7,468万 6,567円となります。

Ⅱ指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は 2,610万 7,100円でありますので、Ⅲの正味財産期末残高は1億79万 3,667円となります。

次に、53ページは貸借対照表でございます。本年度の欄をご覧ください。

I資産の部、1. 流動資産の普通預金は61万 1,258円、定期預金は 1,706万 8,648円で、流動資産合計は 1,767万 9,906円となり、増減欄の普通預金と定期予算の財源は新たに定期預金をしたことなどによるものであります。

2. の固定資産の(1)基本財産合計は 2,610万 7,100円、(2)その他固定資産は財産の移動はございませんが、小松原住宅の減価償却額を減額しておりますので、その他固定資産合計は 5,700万 6,661円、固定資産合計は 8,311万 3,761円、資産合計では1億79万 3,667円となります。

次に、Ⅱ負債の部では借入金等がございませんので、計上はいたしておりません。Ⅲ正味財産の部は、1. 指定正味財産の基本財産が 2,610万 7,100円で、2. 一般正味財産 7,468万 6,567円で、一般正味財産合計は1億79万 3,667円となります。

その下の負債及び正味財産合計も同額でございます。

次に、54ページをご覧ください。財産目録でございます。先ほどの資産や預金の口数や土地の面積等を記載しております。

また、55ページは財務諸表に対する注記でございます。減価償却の方法や基本財産の残高及び財源内訳等を記載しております。

56、57ページは、その他固定資産明細書であります。その他固定資産の平成24年度における増減を表すものですが、資産の増減はございませんので、小松原住宅の減価償却費65万 4,697円のみを増減の欄に計上しております。

なお、平成24年度の期末価格合計につきましては、右下にあります 5,700万 6,661円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

平野倭規議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第13

平野倅規議長

日程第13 報告第2号 平成23年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(発言する者なし)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 報告第3号 平成23年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

これで3件の報告案件についての質疑は終了し、聞き置くこととします。

以上で、今回提案されました議案についての質疑はすべて終了しました。

お諮りします。

本日議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、明日の13日、水曜日は総務財政常任委員会、14日、木曜日は教育民生常任委員会の開催ということであります。いずれも午前9時30分から開催となります。委員会の開催については、各委員長において取り計らいくださいますようお願いいたします。

平野倅規議長

なお、追加議案についてであります。農業委員会委員の推薦について、会期中に協議をお願いすることとし、最終日の議事日程として取り扱いたいと考えております。農業委員会委員の推薦については、議会内の組織構成が行われるまでの任期途中のことであるから、議会運営委員会の協議の結果、引き続き現委員を推薦することが確認され、全員協議会の場で提言していただくよう報告を受けております。

日程を調整し、会期中に全員協議会を開催し、協議をお願いすることとなりましたので、ご了承ください。

平野倅規議長

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前 11時 51分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成24年9月11日

紀北町議会議長

紀北町議会議員

紀北町議会議員